

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための
具体的な指針（案）

平成 29 年 月 日
中央環境審議会
循環型社会部会

日本の循環型社会形成に向けて中長期的な方向性を設定し、そこからバックキャスト的に検討し、下記の取組を戦略的に進める必要がある。

1. 低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組

- SDGs や G7 富山物質循環フレームワークに基づき、化学物質や廃棄物について、ライフサイクルを通じて適正に管理することで大気、水、土壌などの保全や環境の再生につとめるとともに、資源効率性・3R と気候変動、有害物質、自然環境保全等の課題に関する政策を包括的に統合し、促進するための施策について示す。
- 例えば、リサイクルに加えて2R を促進することで資源効率性の向上と低炭素化の同時達成を図ることや廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることにより資源循環と低炭素化や強靱化との同時達成を図ること等、環境・経済・社会課題の統合的解決に向けて、循環型社会形成を推進する施策を具体的に示す。
- 環境・経済・社会課題の統合的な取組を進めるため、国民、NGO、大学、事業者、地方公共団体、政府など主体間の連携を更に進めるとともに、各主体の取組をフォローアップし、推進するための施策について示す。
- これらの統合的取組を検討する際には、例えば、少子高齢化による人口減少社会の進展やシェアリングエコノミーに代表される生活・生産スタイルの変化など、今日的な社会全体の様態の変化について念頭に置くべきであることを示す。

2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

- 循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」の実現に向けた施策について示す。
- 例えば、排出事業者の廃棄物処理に関する責任や市町村の一般廃棄物処理に関する統括的責任が果たされることを前提に、リユース、リサイクル、廃棄物処理、農林水産業など多様な事業者の連携により循環資源、再生可能資源を地域でエネルギー活用を含めて循環利用し、これらを地域産業として確立させることで、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地域経済の活性化などにつなげるための施策について示す。
- ごみ出しが困難となる高齢者の増加やごみ質の変化などを踏まえ、例えば、高齢者の見守りなどの福祉政策と連携した収集を行うなど、高齢化社会に対応したきめ細かい施策について示す。
- 検討にあたって、地域の特性や循環資源の性質に応じて、市民による分別、高度な選別技術などを適切に組み合わせること、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより重層的な循環型の地域づくりを進めること、循環資源や廃棄物の

輸送を支える静脈物流システムを維持し、適切に機能させること、地域において地域循環共生圏を支えるまち・ひと・しごとが求められていること、技術や金融手法を活用することなどを考慮する。

3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 環境配慮設計、持続可能な調達、リデュース、リユース、再生資材の利用拡大など上流側での取組を強化し、各主体が連携してライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環を徹底するための施策について示す。
- 資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成するための施策について示す。
- 消費者が循環資源の分別・収集・利用の方法について容易に把握できるような情報の発信を進めるための施策について示す。
- 拡大生産者責任の適用、事業者による自主的な行動の促進、経済的インセンティブの活用、情動的措置、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について示す。
- リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について示す。
- プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材、食品、ベースメタルやレアメタル等の金属、土石・建設材料、温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について、以下のとおり、更なる取組を進めるための施策について示す。

【プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材】

- 海洋中のマイクロプラスチックなどの新たな国際的な課題に対応するため、実態把握や発生抑制を進めるとともに、使い捨てのプラスチック容器包装等のリデュース等に関する必要な施策について示す。
- 容器包装、家電、自動車など多種多様な製品に含まれているプラスチック、金属、ガラス等の素材について、流通の実態を把握した上で、個別リサイクル法の対象に留まらず、資源循環を進めるための施策について示す。
- 容器包装や製品プラスチックのように複数のルートで大量に流通する製品について、回収ルートの確立など物流段階を含めたライフサイクル全体で効果的・効率的な資源循環を進めるための施策について示す。
- バイオマスプラスチックについて、温室効果ガス削減、リサイクルへの影響など多様な観点からの評価・活用に関する調査研究や普及を進めるための施策を示す。

【食品】

- SDGsの目標も踏まえ、食品ロス削減目標の設定などの食品ロス削減の取組を加速化するための施策について示す。
- 食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業、家庭の各主体の取組を促進するとともに、地方自治体が各主体間の連携を調整し、地域全体で取組を促進させるための施策について示す。
- 食品廃棄物等の不適正処理対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進するための施策について示す。

【ベースメタルやレアメタル等の金属】

- 小型家電リサイクルの普及による影響と効果を分析した上で、地域の特性を活かした工夫や、静脈産業や素材産業等の様々な主体間の連携を促すことにより、回収量の更なる増大につながるような施策について示す。
- 廃棄物処理法及びその政省令の改正等を通じて、いわゆる雑品スクラップに含まれる有害使用済機器の適正な処理やリサイクルを推進するための施策について示す。
- 小型家電等からリサイクルされた金属を使って入賞メダルを製作する国民参加型プロジェクトのように、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国民の3R活動への参加を促す様々な施策について示す。
- 幅広い製品に内蔵されている電池について、引き続き安全性に留意し、3Rをさらに進めるための施策について示す。

【土石・建設材料】

- 建設廃棄物や建設発生土等の建設副産物の減量のため、既存住宅の改修による長寿命化など、良質な社会ストックを形成し、社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための施策について示す。
- 人口減少等により、空き家等の放置された建築物について廃棄物対策という観点からも、必要な施策を示す。
- 日本全体の産業廃棄物の土石・建設材料向けのリサイクルについて、再生材の新規用途への利用を促進させる施策について示す。

【温暖化対策等により新たに普及した製品や素材】

- 太陽光発電設備などの低炭素製品の3Rを推進し、これらの低炭素製品が普及するための施策について示す。

4. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(1) 適正な国際資源循環体制の構築

- 不法輸出入対策について、関係省庁、関係国・関係国際機関との連携を一層進

め、取締りの実効性を確保するための施策について示す。

- バーゼル法及びその政省令の改正を通じて、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、日本の環境技術の先進性を活かしつつ、リサイクルを適正かつ着実に進めるための施策について示す。
- 国際的なサプライチェーンや貿易・投資、ラベリング、データ共有、経済分析等において、G7、G20間を含む国際レベルでの資源効率性向上のための協力を強化するための施策について示す

（2）循環産業の国際展開の推進

- 途上国のニーズを十分に踏まえた上で、日本の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの一つとして、廃棄物発電、リサイクル、生活排水処理等に関する制度・システム・技術などを実現可能性調査から建設・維持管理までのパッケージとして国際展開を図るための施策について示す。
- 浄化槽等について、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスの取れた包括的な污水处理サービスの国際展開を図るための施策を示す。
- アジア各国において高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境面、経済面のメリットを国際機関等と連携して積極的に発信するための施策を示す。また、市民の環境保全に関する意識の向上に向けた、NGO等と連携した草の根レベルでの交流・支援に関する施策を示す。

5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるための施策について示す。
- その際、風水害等については温暖化対策における適応策との統合、災害時のアスベスト・化学物質等への対応との統合、住民等との災害時の廃棄物対策に関する情報共有について考慮して検討を進める。また、災害廃棄物の適正処理のため、関係省庁と連携する。
- 災害時に重要となる災害廃棄物の仮置場の確保について、国有地も含めた適切な候補地の選定に係わる知見の整理提供等を含め、災害廃棄物処理計画の策定を促進するための施策について示す。

6. 適正処理の更なる推進と環境再生

（1）適正処理の更なる推進

- 廃棄物処理法及びその政省令の改正を踏まえて、廃棄物の不適正処理への対応強化に向けた施策について示す。
- 不法投棄の撲滅に向けて、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止のための施策について示す。

- 優良産廃処理業者の育成・優良認定制度の活用や電子マニフェストの加入率の向上、排出事業者の意識改革などにより、良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図るための施策について示す。
- 各種手続等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、廃棄物分野において電子化された、電子マニフェストを含む各種情報の活用を推進するための施策について示す。
- アスベスト、POPs 廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬などについて、化学物質対策全体の視点も踏まえつつ、水・大気・土壌などにおける対策と連携し、適正に回収・処理するための施策について示す。
- PCB 廃棄物について、その処分の期限の達成に向けた確実かつ適正な処理を推進するための施策について示す。
- リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について示す。
- 最終処分場を含む廃棄物処理施設の整備や長寿命化等のストックマネジメントや廃棄物処理の広域化について、人口減少等の社会状況の変化を考慮した上で、地域住民等の理解と協力を得ながら推進するための施策について示す。

(2) 廃棄物により汚染された環境の再生

- マイクロプラスチックを含む海洋ごみや散乱ごみに関して、国際的な連携の推進とともに、実態把握や発生抑制を進めるための施策について示す。

(3) 東日本大震災からの環境再生

- 東日本大震災の被災地の環境再生のため、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の減容・再生利用などを地方公共団体等の関係者と連携しつつ、政府一体となって着実に進めるための施策について示す。
- 廃棄物処理施設の熱電利用や省 CO2 型リサイクルの高度化など資源循環を通じた被災地の復興を未来志向で進めるとともに、森・里・川・海が生み出す自然的なつながりや地域内での資金循環にも着目した施策について示す。

7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等

- デジタル技術・ICT 技術・AI 技術・リモートコントロール技術・ビッグデータの活用など高度な技術や新たなサービスを開発・導入するための施策について示す。
- 3R やエネルギー回収の高度化と二酸化炭素排出量の減少を統合的に実現させる技術等、循環型社会の実現等に必要な技術開発を促進するための施策について示す。

- 地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成や主体間の連携を促進するための施策について示す。
- 新たな技術を活用し新たなライフスタイルで生きる世代を含め、個々人の意識を高め、さらに、高い問題意識が実際の3Rに関する行動に結びつくような情報発信や仕組みづくりを進めるための施策について示す。

8. 指標・数値目標に基づく評価・点検

- 富山物質循環フレームワークに基づき、日本の物質フローを表す指標や各取組の進展を表す取組指標について検討するとともに、他の国々が参考とできるよう、透明性のあるフォローアッププロセスを示す。